

監査結果公表第16－11号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成16年9月30日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第1回工事監査
竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729－24－3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃 義 様
八尾市議会議員 西野 正 雄 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
同 北 山 諒 一
同 高 田 寛 治
同 西 川 訓 史

随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1. 監査の実施日及び対象工事

第1回工事監査

実 施 日 平成16年7月1日

対 象 工 事 竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事

2. 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3. 監査の結果

工事の施行について、設計書及び関係図書類等の処理並びに工事施工管理、現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

第1回工事監査 竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事【龍華地区都市拠点整備室】

1. 工事の概要（監査実施日：平成16年7月1日）

- ・ 工 事 場 所 ：八尾市龍華町2丁目地内(前 大字渋川地内)
- ・ 工 事 内 容 ：エレベータ付きコンクリート製歩道橋、橋長70.54m 有効幅 3.00m

本工事は、JR久宝寺駅から竜華地区内の各施設間を、車道を横断することなく、誰もが安全に回遊できるように計画した、歩行者専用通路を建設することを目的とし、そのうちの多目的広場までを接続する横断歩道橋の上部工を整備するものである。

- ・ 契 約 金 額 ： 110,250,000 円（消費税含む）
- ・ 契 約 工 期 ： 平成16年3月1日～平成16年9月30日
- ・ 施 工 業 者 ： 極東工業株式会社 大阪支店 取締役支店長 妹尾 洋二

2. 監査の結果

本工事は、進捗率13%(平成16年5月31日現在)で工程どおり進捗しており、計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理等おおむね適正に処理されていた。

特に、問題点として指摘すべき事項は見られなかったが、下記の事項について、留意検討、又は改善を要するものが見受けられた。

なお、工事技術に関する事項については、別紙「工事技術調査報告書」を参照されたい。

(1) 設計・積算等について

- ・ この歩道橋は、上屋が無いので降雨時の歩行者の転倒を防止する為、及び保水性の面から考えて橋面舗装のブロック仕様について今後は見直しを行うことが望まれる。
- ・ エレベーター及び特殊高欄等が、積算額に占める割合が大きいため、これらについての積算方法について、外部に対して説明できるよう積算の組立て内容を整理されたい。
- ・ 本工事に関する工事請負契約及び付帯する書類については、年度繰越しにかかる手続きなど適正な処理がなされていた。

(2) 施工管理について

- ・ 今後に予定しているエレベーター、階段等の工事計画が未提出であったので早期に提出させておくとともに、これらの使用材料、設備関係資材については、工場検査等を行い品質を確認されたい。
- ・ 橋桁内部の中空を確保する円筒型杵端部は、本体部と別材料となっているため、別途に使用材料承諾願いを提出させ、また、今後の使用資材について、早めに提出させておくことが望まれる。
- ・ 工事写真、工事管理書類等については、提出されたものを見るかぎりにおいては不備なところは見られず良好なものであった。

(3) 現場施工状況について

- ・ 地覆の磁器タイルについて、小片となるものやモルタル塗り厚さの薄いものが出ると思われるので、タイルが剥離しないよう、十分点検を行われたい。
- ・ 外部協議の結果、照明柱1基を設計変更で設置することとなっているが、鉄筋組立を計算された配置により確実な施工を確認されたい。
- ・ 仮囲を撤去する段階では、自由通路や階段部等において第三者の立入りが無いよう点検を行われたい。

(4) その他

床版コンクリートの隅角部に面木が取付けられていないため、コンクリートの小片が残っていたり、部分的な剥れが生じているところが見られた。1cm程度の面木でも設置すれば、構造物の仕上りが良好になるので、今後の同種工事には検討を行われたい。

八 尾 市 長 仲 村 晃 義 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1. 監査の実施日及び対象工事

第1回工事監査

実 施 日 平成16年7月1日

対 象 工 事 竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事

2. 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3. 監査の結果

工事の施行について、設計書及び関係図書類等の処理並びに工事施工管理、現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

八尾市議会議長 西 野 正 雄 様

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1. 監査の実施日及び対象工事

第1回工事監査

実 施 日 平成16年7月1日

対 象 工 事 竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事

2. 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3. 監査の結果

工事の施行について、設計書及び関係図書類等の処理並びに工事施工管理、現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見受けられた。

第1回工事監査 竜華地区多目的広場連絡横断歩道橋上部工事【龍華地区都市拠点整備室】

1. 工事の概要（監査実施日：平成16年7月1日）

- ・ 工 事 場 所 ：八尾市龍華町2丁目地内(前 大字渋川地内)
- ・ 工 事 内 容 ：エレベータ付きコンクリート製歩道橋、橋長70.54m 有効幅 3.00m

本工事は、JR久宝寺駅から竜華地区内の各施設間を、車道を横断することなく、誰もが安全に回遊できるように計画した、歩行者専用通路を建設することを目的とし、そのうちの多目的広場までを接続する横断歩道橋の上部工を整備するものである。

- ・ 契 約 金 額 ： 110,250,000 円（消費税含む）
- ・ 契 約 工 期 ： 平成16年3月1日～平成16年9月30日
- ・ 施 工 業 者 ： 極東工業株式会社 大阪支店 取締役支店長 妹尾 洋二

2. 監査の結果

本工事は、進捗率13%(平成16年5月31日現在)で工程どおり進捗しており、計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理等おおむね適正に処理されていた。

特に、問題点として指摘すべき事項は見られなかったが、下記の事項について、留意検討、又は改善を要するものが見受けられた。

なお、工事技術に関する事項については、別紙「工事技術調査報告書」を参照されたい。

(1) 設計・積算等について

- ・ この歩道橋は、上屋が無いので降雨時の歩行者の転倒を防止する為、及び保水性の面から考えて橋面舗装のブロック仕様について今後は見直しを行うことが望まれる。
- ・ エレベーター及び特殊高欄等が、積算額に占める割合が大きいため、これらについての積算方法について、外部に対して説明できるよう積算の組立て内容を整理されたい。
- ・ 本工事に関する工事請負契約及び付帯する書類については、年度繰越しにかかる手続きなど適正な処理がなされていた。

(2) 施工管理について

- ・ 今後に予定しているエレベーター、階段等の工事計画が未提出であったので早期に提出させておくとともに、これらの使用材料、設備関係資材については、工場検査等を行い品質を確認されたい。
- ・ 橋桁内部の中空を確保する円筒型杵端部は、本体部と別材料となっているため、別途に使用材料承諾願いを提出させ、また、今後の使用資材について、早めに提出させておくことが望まれる。
- ・ 工事写真、工事管理書類等については、提出されたものを見るかぎりにおいては不備なところは見られず良好なものであった。

(3) 現場施工状況について

- ・ 地覆の磁気タイルについて、小片となるものやモルタル塗り厚さの薄いものが出ると思われるので、タイルが剥離しないよう、十分点検を行われたい。
- ・ 外部協議の結果、照明柱1基を設計変更で設置することとなっているが、鉄筋組立を計算された配置により確実な施工を確認されたい。
- ・ 仮囲を撤去する段階では、自由通路や階段部等において第三者の立入りが無いよう点検を行われたい。

(4) その他

床版コンクリートの隅角部に面木が取付けられていないため、コンクリートの小片が残っていたり、部分的な剥れが生じているところが見られた。1cm程度の面木でも設置すれば、構造物の仕上りが良好になるので、今後の同種工事には検討を行われたい。